

地方独立行政法人くらて病院 第2期 中期計画（案）

地方独立行政法人くらて病院（以下「法人」という。）は、町内唯一の病院及び介護老人保健施設として、地域住民への安心・安全な医療・介護の提供及び健康の保持を図る使命を確実に果たすため、医療需要の変化や医療・介護制度に関する課題を的確に捉えた上で、地方独立行政法人制度の特長である自主性・自律性を最大限に発揮した法人運営を心掛け、医療・介護の質の更なる向上及び財政の健全化に取り組むことで、地域住民の期待と信頼に応える法人づくりを目指す。

病院の外来・入院機能の多くが35年以上経過した施設に集中しており、さらには、昭和56年以前に建設された部分においては新耐震基準を満たしていないことから、安心かつ継続的な医療の提供のためには建替えは喫緊の課題である。

新病院では、地域に必要とされる診療機能を補完し、様々な疾病に充分対応でき、かつ疾病の慢性化・複合化を踏まえた全人的な医療を提供することで健康の増進をはかり、将来にわたって地域の住民の方々に信頼される病院を目指し計画を行う。そのためには、内科医を中心とした常勤医師の確保が必要不可欠であることから早期の招聘に全力で取り組む。

鞍手町長から示された中期目標を達成するため、次のように中期計画を定める。

第1 中期計画の期間

平成29年4月1日から平成33年3月31日までの4年間とする。

第2 住民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 病院及び介護老人保健施設としての役割

(1) 救急医療体制の充実

地域の救急医療充実を目的に、院内の体制を整備し地域消防などの関係機関との緊密な連携を図り、法人の病院機能に即した二次救急体制の更なる強化を図る。

また、積極的に患者の受け入れに取り組むが、当院で対応することが困難な疾患患者については、引き続き近隣の高度急性期病院と連携し、迅速かつ適正な対応を行う。

	27年度実績値	32年度目標値
時間外受入患者数	2,548人	2,803人
重症緊急入院患者数	628人	691人
救急搬送受入患者数	588人	647人
(報告事項)		
・高度急性期病院への紹介患者数		

(2) 不足する医療機能の補完

地域の急速な高齢化の進行を踏まえ、地域の診療所が提供しておらず、当院に専門医のいない診療分野は少なくとも非常勤医による外来診療を継続的に提供し、必要に応じて常勤医の招聘も視野に入れ需要に即した診療体制や診療機能の補完を行う。また、若い世代や子育て世代からの要望が多い小児科については、かかりつけ医として選ばれるよう外来診療の充実に取り組む。

	27年度実績値	32年度目標値
内科（常勤医師）	6名	7名
眼科	半日×2回/週	半日×3回/週
耳鼻咽喉科	半日×3回/週	半日×3回/週
泌尿器科	半日×2回/週	半日×3回/週
皮膚形成外科	半日×1回/週	半日×3回/週
小児科	半日×2回/週	半日×5回/週

(3) 予防医療の取組

地域住民の健康保持のため、病院独自で行う検診事業を引き続き実施し疾病予防の推進に努める。また町と連携した検診や特定健診の受診率向上にも取り組む。

現在行っている健康教室も引き続き実施していくと共に、行政や地域と連携した健康事業についても積極的な参画を果たす。

	27年度 実績値	32年度 目標値
検診受診者数（病院独自分）	56人	71人
検診受診者数（行政連携分）	385人	491人
特定健診受診者数	105人	134人
健康教室参加者数	303人	387人
行政との連携	鞍手町や行政機関が行う健康事業への参加	

(4) 介護保険サービスの提供

利用者のニーズを把握し、疾病管理やリハビリテーションの徹底、日常生活動作の改善を目的としたレクリエーションの提供など、在宅復帰及び在宅での日常生活の質の向上と継続を念頭に置いた施設サービスの充実に取り組む。また、地域医療連携室が中心となって在宅、施設及び病院退院患者への働きかけ、居宅介護支援センターと連携を密にすることで、利用者の増加及び安定的確保に努める。

医療安全、感染防止など病院と一体的な運営を行うことで質の向上を図り、医師及び各専門職種による医学的な管理も徹底し、より高いサービスの提供に努める。

	27年度 実績値	32年度 目標値
利用者数（入所）	20,718人	21,535人
利用者数（通所）	14,045人	16,068人
在宅復帰率	27.8%	35.5%
（報告事項） ・入所者の入院件数 ・リハビリ改善件数		

（5）在宅医療・介護の推進

地域の診療所等と連携し、高齢者が住み慣れた自宅や地域で安心して暮らし続けられるよう、在宅医療及び介護の充実を積極的に推進するため、訪問診療・看護・リハビリなどに取り組む。

	27年度 実績値	32年度 目標値
訪問看護・介護利用者数	12人	56人
訪問看護・介護利用延回数	148回	3,360回
（報告事項）※訪問看護ステーション開設時 ・紹介率（町内医療機関） ・逆紹介率（町内医療機関）		

（6）積極的な情報発信

病院の診療内容や介護老人保健施設の取り組みなど利用者や他医療機関向けにホームページを活用して情報発信に取り組みつつ、疾病予防や健康増進に関する情報など地域住民や患者・利用者に向けた情報提供には引き続き町広報誌などを利用する。また病院及び老健独自の情報誌を定期的に発刊するなど、若年者から高齢者を対象とした広くわかりやすい情報発信に取り組む。

	27年度実績値	32年度目標値
情報誌年間発刊数	一回	2回

（7）災害時における活動

近年頻発する自然災害を念頭に、鞍手町唯一の病院として災害時の医療拠点としての役割を認識し、災害発生時には、入院患者及び入所者の安全確保を最優先に配慮しつつ、諸機関と連携を行い被災者への医療支援に迅速かつ的確に対応できるよう、災害マニュアルの充実など体制の整備を図る。

2 利用者本位の医療・介護の実践

(1) 利用者中心の医療・介護の提供

患者とのコミュニケーションを重視し、治療や検査の実施においてはインフォームド・コンセント（患者やその家族が、自ら受ける治療の内容に納得し、自身に合った治療法を選択できるような十分な説明を行った上で同意を得ること）を徹底することで患者の権利を尊重する。

また、地域医療連携室を充実させ、安心して病院や施設を利用できるよう、患者や利用者及びその家族へのサービスという認識のもと、多職種が連携し、利用者などの相談内容に即した最適な情報提供に取り組む。

		27年度 実績値	32年度 目標値
相談件数（病院）		2,214 人	2,435 人
相談件数（老健）		157人	173人
退院調整介入件数		－件	201件
患者満足度調査（診療内容）	（入院）	－%	80.0%
	（外来）	－%	80.0%

(2) 利用者の満足度の向上

定期的な患者・利用者アンケートや意見箱を利用して患者や利用者のニーズを理解し、接遇研修を含めた職員教育体制の充実に取り組む。またすべての職員がサービス業であるとの認識と思いやりをもった対応を心掛け、患者・利用者との良好な関係の構築と環境の提供に努める。

また、引き続き療養環境の整備に取り組み、入院外来問わず利用者に配慮した病院・施設づくりを推進する。

		27年度 実績値	32年度 目標値
患者満足度調査（診療内容）	（入院）	－%	80.0%
	（外来）	－%	80.0%
患者満足度調査（接遇）	（入院）	－%	80.0%
	（外来）	－%	80.0%
患者満足度調査（環境等）	（入院）	－%	70.0%
	（外来）	－%	70.0%

3 質の高い医療・介護の提供

(1) 安心安全な医療・介護サービスの提供

医療事故及び医療事故につながる潜在的事故要因に関する情報の収集及び

分析に努め、事故防止の具体的な手法等を全職員に周知し、薬剤管理を含めた医療安全対策を徹底する。特に、重大事故発生時にはすみやかな原因究明を図り、再発防止及び適切な対応が取れるよう職員の教育・研修を実施する。また院内感染防止対策においては、認定看護師を中心としたチーム医療に取り組み、また他の医療機関との合同勉強会に参加することによって情報の収集に努め、院内感染防止の徹底を図る。これらにより患者・利用者から信頼される良質なサービスの提供を目指す。

	27年度実績値	32年度目標値
医療安全院内研修会の開催	12回	12回
医療安全院内研修参加率	73.7%	100.0%
院内感染防止対策院内研修会の開催	2回	2回
院内感染防止対策院内研修会参加率	72.5%	100.0%
外部感染勉強会への参加回数	5回	5回
(報告事項)		
・インシデント・アクシデント報告(分析・評価)		

(2) 人材育成

前中期計画中に試行開始した人事評価制度の本格導入を開始する。内容については職員の能力や努力、成果を客観的かつ公正に評価し、常に見直しを図ることで、人材の育成やモチベーションの維持・向上に繋がる制度を目指す。

研修計画を策定する院内委員会にて、年度ごとの研修計画を策定し、職員の知識・技術の向上を目指す。また個人の自発的な学習の機会を尊重しつつ、当院に求められる専門医や認定看護師などの資格取得について経済的支援が出来る体制を整備する。

	27年度実績値	32年度目標値
学会参加回数	33回	42回
外部研修会参加回数	204回	260回
(報告事項)		
・学会・研修会参加状況		

4 連携の推進

(1) 地域包括ケアシステムの構築

地域包括ケアシステムの医療分野の中心的な役割を担い、高度急性期病院や地域の診療所、近隣施設との役割分担を明確にし、連携の強化に取り組むことで、シームレスな患者ケアを図る。特に鞍手町唯一の病院として、地域包括支援センターを中心に鞍手町の各医療機関や施設との連携・協力体制の強化を積極的に推進する。

	27年度実績値	32年度目標値
紹介率（全体）	34.7%	38.2%
逆紹介率（全体）	27.5%	30.3%
紹介率（町内医療機関）	23.1%	25.4%
逆紹介率（町内医療機関）	6.2%	6.8%
紹介入院患者数（全体）	455人	501人
紹介外来患者数（全体）	689人	758人
施設等からの受け入れ件数 （深夜・休日・時間外）	95件	105件

第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1 運営管理体制の確立

地域の医療・介護環境の変化に的確かつ迅速に対応できるよう、また中期計画や年度目標達成のため、理事会のほか、法人内の組織体制を整備する。それとともに、決定された運営方針を指示・伝達する全体的な組織を整備し、全ての職員が経営参画を意識できる体制を構築する。

2 効率的かつ効果的な業務運営

(1) 職員の就労環境の向上

安全衛生委員会で職員の勤務状況を適宜チェックし、またストレスチェックを行い、職員のメンタルヘルスの不調の未然防止に取り組む。また、育児介護休業職員等に配慮するなど福利厚生を含めた就労環境の整備に努め、サービス提供者である職員が能力や成果を存分に発揮し安心して働ける職場環境の整備に取り組む。

	27年度 実績値	32年度 目標値
離職率	8.9%	8.0%
超過勤務時間	9,717時間	8,745時間
(報告事項)		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 休職者数 ・ 短時間勤務者数 ・ 就業配慮者数 		

(2) 適切かつ弾力的な人員配置

安定的かつ効果的なサービスの提供を目的とした優秀な職員の確保を適宜図る。また個人のライフスタイルに合わせた柔軟な雇用形態を取り入れ、人

件費を考慮した適切な人事管理を図る。

第4 予算（人件費の見積りを含む）、収支計画及び資金計画

1 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

（1）収支の適正化

中期計画の期間内で、予算科目や年度にとらわれず弾力的に運用できる会計制度を活用し、複数年での事業運営を視野に入れた効率的かつ効果的な事業運営に努める。患者ニーズの把握、病病・病診および施設との連携を図り、患者・利用者の増加、それに伴う外来・入院・施設収入の安定的確保に取り組む。

収入を確保するため、診療報酬改定への迅速かつ的確な対応、需要に即した施設基準の取得、入院患者の病状やその進行具合に合わせた適切なベッドコントロールなどにより収入の増加を図る。特に診療実績の定期的な検討を徹底し、常にその分析を行うことで、収入の効率的かつ効果的な確保に取り組む。

また医事課の専門職員を中心に、院内各部門との円滑な調整及び点検の強化を図ることで、請求漏れや査定減の防止に努め、併せて未収金の発生防止策や適正な回収策を講じる。

高額な医療機器等の購入や事業に係る運営費については、有利な財源である起債や国や県の補助金を積極的に活用し財源確保に取り組む。

支出については、計画的かつ効率性を重視し、設備投資や保守契約においては複合契約や複数年契約などの多様な契約手法を用い、支出の削減に取り組む。

医療機器等に関しては、各病棟間で統一して使用するものは、臨床工学技士を中心とした集中管理を行い各部署が必要時に使用できる環境を整え効率的な運用を行う。

薬剤については、後発医薬品（ジェネリック）の積極的な利用を図る。

	27年度実績値	32年度目標値
平均入院患者数（急性期）	81.2人／日	79.0人／日
平均入院患者数（回復期）	53.3人／日	68.0人／日
平均入院患者数（慢性期）	32.8人／日	34.0人／日
入院診療単価（急性期）	32,728円／日	32,665円／日
平均在院日数（急性期）	19.5日	18.0日
平均外来患者数 ※1	227.0人／日	238.0人／日
外来診療単価	15,744円／日	14,861円／日
利用者数（入所）	20,718人	21,535人
利用者数（通所）	14,045人	16,068人

後発医薬品規格単位数量割合	61.1%	80.0%
未収金率 ※2	0.05%	0.05%
未収金回収率 ※3	42.2%	50.0%
査定率	0.24%	0.2%
手術件数	290 件	370 件
職員給与比率 ※4	55.6%	57.9%
経常収支比率	102.7%	102.1%
医業・施設収益比率	103.0%	102.4%

※1 予防接種、検診受診者数を除く。

※2 入院・外来・入所・通所収入に対する過年度未収金額の割合。

※3 当該年度における過年度未収金額に対する年度末回収金額の割合。

※4 営業収益（医業収益・施設事業収益）に対する職員給与費（退職金除く）の割合。

（２）役割と費用負担の明確化

診療科を充実させ地域に不足する医療機能の補完や住民ニーズに即した医療及び介護の継続的な提供に努め、救急から在宅までの多様な範囲を網羅する医療サービスの提供を目指す。そのために、役割と経営の健全化が両立できるように、地域の医療・介護ニーズを的確に捉え、取り組むべき課題を明確にした運営を行う。

なお、不採算になることが想定される政策的な医療及び介護の取り組みに関する運営負担金の繰入については個別に検討を行い、基準以外の受入を発生させることのないよう効率的な法人経営に努める。

2 予算（平成 29 年度から平成 32 年度まで）

（単位：千円）

区 分		金 額
収入		
	営業収益	12,801,246
	医業収益	10,456,120
	介護老人保健施設事業収益	1,436,466
	運営費負担金収益	903,860
	その他営業収益	4,800
	営業外収益	36,983
	運営費負担金収益	16,983
	医業営業外収益	0
	介護老人保健施設営業外収益	800
	一般管理営業外収益	19,200
	資本収入	6,826,976
	運営費負担金収益	219,476
	長期借入金	6,559,400
	その他資本収入	48,100

	その他収入	0
	計	19,665,205
支出	営業費用	12,712,378
	医業費用	10,533,964
	給与費	6,644,871
	材料費	2,299,246
	経費	1,577,108
	研究研修費	12,739
	介護老人保健施設営業費用	1,347,775
	給与費	896,178
	材料費	131,035
	経費	320,195
	研究研修費	367
	一般管理費	830,639
	給与費	229,910
	経費	600,729
	営業外費用	63,694
	医業営業外費用	43,935
	介護老人保健施設営業外費用	19,759
	一般管理営業外費用	0
	資本支出	7,338,638
	建設改良費	6,670,100
償還金	668,538	
その他資本支出	0	
その他の支出	0	
計	20,114,710	

(注) 計数は、端数をそれぞれ四捨五入している。

(注) 期間中の診療報酬改定、介護報酬改定、給与改定及び物価の変動は考慮していない。

【運営費負担金の見積】

運営費負担金については、総務省が発出する「地方公営企業繰出金について」(総務省副大臣通知)に準じ算定した額とする。

また、長期借入金等元利償還金に充当される運営費負担金については、償却資産の建設改良に要する長期借入金に係るものであるため経常費助成とし、元金は営業収益、利息は営業外収益とする。

3 収支計画(平成29年度から平成32年度まで)

(単位：千円)

区 分		金 額
収益の部		13,057,705
	営業収益	13,020,722
	医業収益	10,456,120
	介護老人保健施設事業収益	1,436,466
	運営費負担金収益	903,860
	資産見返補助金戻入	219,476
	資産見返物品受贈額戻入	0
	その他営業収益	4,800
	営業外収益	36,983
	運営費負担金収益	16,983

		医業営業外収益	0
		介護老人保健施設営業外収益	800
		一般管理営業外収益	19,200
	臨時利益		0
費用の部			13,348,454
	営業費用		13,284,760
		医業費用	11,019,500
		給与費	6,683,576
		材料費	2,299,246
		経費	1,157,108
		減価償却費	446,831
		研究研修費	12,739
		介護老人保健施設営業費用	1,425,643
		給与費	931,400
		材料費	131,035
		経費	320,195
		減価償却費	42,646
		研究研修費	367
		一般管理費	839,617
		給与費	238,888
		経費	600,729
	営業外費用		63,694
		医業営業外費用	43,935
		介護老人保健施設営業外費用	19,759
		一般管理営業外費用	0
	臨時損失		0
純利益			-290,749
目的積立金取崩額			290,749
総利益			0

(注) 計数は、端数をそれぞれ四捨五入している。

4 資金計画(平成29年度から平成32年度まで)

(単位：千円)

区 分		金 額
資金収入		20,010,923
	業務活動による収支	13,057,706
	診療業務による収入	10,456,121
	介護業務による収入	1,436,466
	運営費負担金による収入	1,123,336
	その他の業務活動による収入	41,783
	投資活動による収入	48,100
	運営費負担金による収入	0
	その他の投資活動による収入	48,100
	財務活動による収入	6,559,400
	長期借入れによる収入	6,559,400
	その他の財務活動による収入	0
	前事業年度よりの繰越金	965,743
資金支出		20,630,949

	業務活動による支出	12,776,073
	給与費支出	7,770,959
	材料費支出	2,430,281
	その他の業務活動による支出	2,574,833
	投資活動による支出	6,670,100
	有形固定資産の取得による支出	6,670,100
	その他の投資活動による支出	0
	財務活動による支出	668,538
	長期借入金の返済による支出	203,045
	移行前地方債償還債務による支出	425,493
その他の財務活動による支出	40,000	
次期中期目標の期間への繰越金	516,238	

(注) 計数は、端数をそれぞれ四捨五入している。

(注) 前事業年度よりの繰越金には、設立時の現預金を含んでいる。

第5 短期借入金の限度額

1 限度額

300百万円とする。

2 想定される短期借入金の発生理由

予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な支出への対応や賞与の支給等一時的な資金不足への対応を想定している。

第6 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

なし

第7 剰余金の使途

計画期間中の毎事業年度の決算において剰余を生じた場合は、施設・設備の整備・改修、医療機器等の購入、借入金の償還、人材確保事業及び人材育成事業の充実に充てる。

第8 料金に関する事項

1 使用料等

- (1) 法人の施設を利用する者からは、診療料金及びその他諸料金を徴収する。
- (2) 診療料金及びその他諸料金の額は、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）、入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第99号）、後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額（平成19年厚生労働省告示第395号）、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号）、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第21号）

及び指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第127号）の規定により算定した額とする。

- (3) 前項の規定によらない使用料及び手数料は、理事長が別に定める。
- (4) 前2項の規定により難い診療料金及びその他諸料金の額は、理事長が別に定める。
- (5) 既に納めた診療料等については、返還しない。ただし、理事長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 使用料等の減免

理事長は、特別な理由があると認めるときは、別に定めるところにより使用料及び手数料を減免することができる。

第9 その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項

1 施設及び設備に関する計画

地方独立行政法人くらて病院の業務運営等に関する規則（平成24年鞍手町規則第19号）第4条に定める事項

- (1) 施設及び設備に関する計画（平成29年度から平成32年度まで）

（単位：千円）

	事業内容	借入金	自己財源	計
施設・設備 の整備	用地費	124,800		124,800
	造成費	51,200		51,200
	撤去・測量等	73,600		73,600
	設計	162,000	60,000	222,000
	基本設計		60,000	60,000
	実施設計・監理	162,000		162,000
	建築工事	5,400,000		5,400,000
	建物本体	3,195,000		3,195,000
	付帯施設等	2,205,000		2,205,000
	計	5,686,800	60,000	5,746,800
医療機器等の整備・更新		872,600	50,700	923,300
総計		6,559,400	110,700	6,670,100

(注) 金額については見込みである。

(注) 借入金は、病院事業債及び過疎対策事業債にて借り入れることとしている。

- (2) 法第40条第4項の規定により業務の財源に充てることができる積立金の処分に関する計画

前期中期目標期間繰越積立金については、施設・設備の整備・改修、医療機器等の購入、借入金の償還、人材確保事業及び人材育成事業の充実に充て

る。

(3) 前各号に掲げるもののほか、法人の業務運営に関し必要な事項

ア. 国民健康保険診療施設の役割

鞍手町国民健康保険直営診療施設としての役割を引き継ぎ、被保険者へ適切な医療を提供することはもとより、検診の促進、疾病予防等健康増進事業にも取り組む。またジェネリック医薬品の採用促進などにも努め、国民健康保険医療費適正化に寄与する。

イ. 新病院建設と運営方針

新病院では、平成 29 年 2 月に策定された地方独立行政法人くらて病院整備基本構想に則り、地域における医療の中心的な役割を果たす。また、福岡県が策定した地域医療構想や国の医療政策との整合性を図りながら将来にわたって鞍手町民のみならず近隣の住民への「安全・安心な医療の提供」を安定的に継続させるため、早期に内科医を中心とした常勤医師の招聘に全力で取り組む。

運営にあたっては、地方独立行政法人制度の特長である自主性・自律性を最大限に発揮した運営を心掛け、短期、中期、長期的な計画を策定し、計画に沿った運用を適正に行う。また、基準外の運営負担金の繰入を行うことなく、患者サービスと健全経営を両立させた法人運営を行っていく。